

# 対象地域を拡大、経済実体なければ合算対象に 外国子会社合算税制の 見直しの方向性が明らかに

平成29年度税制改正での実現が確実視されている「外国子会社合算税制」の見直しの方向性が政府税制調査（9月29日開催）で示された。財務省が明らかにした内容は、トリガー税率が20%未満の外国子会社等のすべての所得を親会社の合算対象とする現行制度について、新たに外国子会社の所得の種類等に応じて合算対象か否かを判断するというもの。これにより、トリガー税率20%以上の外国子会社であっても「一定の金融所得や実質的活動のない事業から生じた所得等」（受動的所得）が日本の親会社の合算対象とされる一方で、実体のある事業から生じた所得（能動的所得）であれば合算の対象外となる。また、対象地域の拡大などによる企業の事務負担増に配慮するため、現行のトリガー税率を代替・補完する「制度適用免除基準」を検討・設定されることも明らかとなった。

## トリガー税率に代わる制度適用免除基準を設定し、企業の事務負担増に配慮

日本の「外国子会社合算税制」は、租税負担割合（トリガー税率）が20%未満の外国子会社等のすべての所得について日本の親会社の所得に合算して課税するというもの。

ただし、外国子会社等に経済活動の実体があり、4つの「適用除外基準」（①事業基準、②実体基準、③管理支配基準、④所在地国基準又は非関連者基準）を満たす場合は外国子会社合算税制の適用対象外となる。

### 税率20%以上であっても合算課税の対象に

現行の制度で財務省が問題としているものの1つは、外国子会社のトリガー税率が20%以上であれば、その経済実体を伴わない所得であっても親会社の所得に合算されないという点だ。

この問題に対応するために財務省が政府税制調査会で示した見直しの方向性は、外国子会社等のすべての所得を親会社の合算対象と

する現行の事業体アプローチに代えて、外国子会社の所得の種類等に応じて合算対象を決定するというアプローチを新たに採用するというもの。

具体的には、子会社自らが取り組む商品の製造・販売やサービスの提供による対価の獲得等の経済実体がある事業から得た所得を「能動的所得」として、外国子会社合算税制の適用対象外（子会社所在地国で課税）とする。一方で、一定の金融所得や実質的活動のない事業から得られる所得などは経済実体がない「受動的所得」として、外国子会社合算税制の適用対象（日本で課税）とする。

また、企業に過度の事務負担が生じないように配慮するために、現行のトリガー税率を代替・補完する「制度適用免除基準」を検討・設定する。

財務省の提案に対し会合の出席委員から

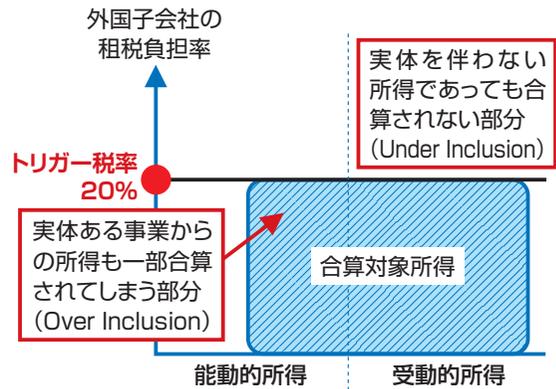
## 【図】 平成29年度税制改正における外国子会社合算税制の見直しの方向性

### 問題意識

- 現行制度は、外国子会社の税負担水準が20%（トリガー税率）以上であれば経済実体を伴わない所得であっても合算せず、申告も求めない一方、実体ある事業から得た所得であっても合算してしまう、という問題あり（右記図参照）。
- 外国子会社配当益金不算入制度（2009年度導入）と相まって、知財・金融資産等や事業を形式的・表面的に外国子会社へと移転し、得られた所得を配当として日本に戻すことで課税を逃れる行為を可能とする側面あり。

**!** 国内資産の減少、知の国外流出、サービス収支の減少、日本企業が晒されるリпутーション・リスクの増大、税の空洞化、税制への信頼低下等の可能性

### 現行制度のイメージ

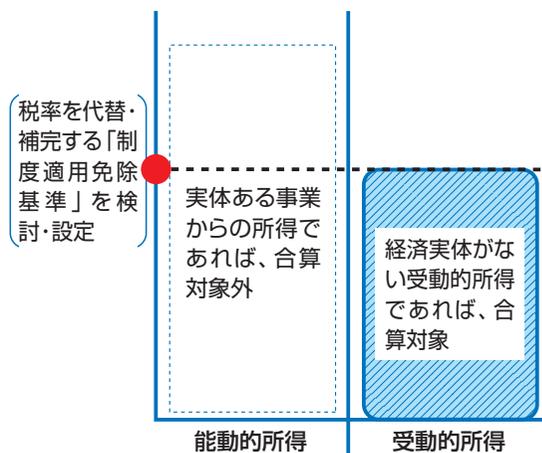


### 見直しの方向性

- 「価値創造の場で税を払うべき」というBEPSプロジェクトの原則を踏まえ、外国子会社の所得の種類等に応じて合算対象を決定するアプローチへと変更し、上記の問題に対応（その際、過度の事務負担が生じないように配慮）。
- ・ 子会社が自らの能力と責任を持って取り組む商品の製造・販売やサービスの提供による対価の獲得等、経済実体がある事業から得た所得（能動的所得）  
⇒合算対象外（子会社所在地国で課税）
- ・ 一定の金融所得や実質的活動のない事業から得られる所得等（＝経済実体がない受動的所得）  
⇒親会社の所得に合算（日本で課税）

**➡** 海外事業に取り組む日本企業のリпутーション・リスク低減、日本企業のグローバル・コーポレート・ガバナンス強化の促進、海外成長市場の果実の日本経済への取込み促進、税制に対する納税者の信頼の確保と税の空洞化の可能性への対処

### 見直しのイメージ



（出典：財務省資料）

は、見直しの方向性に正面から反対する意見は見られなかったものの、「受動的所得」と「能動的所得」の定義や判断が課題となるといった意見や制度の複雑化などを懸念する意見が相次いだ。

会合後の記者会見で中里会長は、受動的所得と能動的所得の区分について「区分は難し

いが外国では対応しているので、できるだけだと思います」と話すとともに、「過度に複雑化してしまうと企業を苦しめるだけですから、その点は十分に配慮したいと思います」と話し、次回以降の会合で外国子会社合算税制の見直しに関する議論を継続する方針を示した。